

## 一般用医薬品販売制度に関する意見書

今、国においては、薬事法における一般用医薬品のインターネット等による販売規制について新たなルール作りの審議が行われている。

しかし、医薬品は疾病の治療等に用いられる一方、本質的に人の身体にとって異物であり、不適正な使用や副作用等による健康被害の可能性が常に存在している。

したがって、その適正かつ安全な使用のためには、薬剤師等の医薬品の専門家が医薬品の使用者の健康状態等を把握の上、医薬品の選択についてアドバイスし、その購入者の状況に応じて必要かつ適確な情報を提供することが可能であることや、使用後に何らかの副作用等の身体的事象等が発現した場合、薬剤師等の指導により速やかな対応が可能であることが必要である。

以上を鑑みると、医薬品の販売には、いつでも相談可能な薬剤師等の専門家が購入者の身近に存在し、購入者との円滑な意思疎通が可能な対面販売が不可欠である。

さらに、インターネット販売サイトは匿名性が高く、責任の所在が不明確であること等から、これを解禁している諸外国では、偽造医薬品の横行と健康被害が大きな問題となっていることが伝えられている。

よって、国においては、一般医薬品の販売については、対面販売を原則とし、薬事法の改正など必要な規制や措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年4月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿